兼任を必要とする理由書（例１）

１．当事業場には、電気主任技術者免状の交付を受けている者がいない。

２．当事業場は、比較的小規模な施設である。

３．兼任させようとする　　は、　　の電気主任技術者であり、電気保安に深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する技術指導者でもあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として兼任させたい。

４．当事業場の最大電力が 2,000 キロワット以上又は、電圧が 7,000 ボルトを超えるときは、専任の電気主任技術者を選任いたします。

兼任を必要とする理由書（例２）

１．当事業場には、電気主任技術者免状の交付を受けている者がいない。

２．当事業場は、比較的小規模な施設である。

３．兼任させようとする　　は、　　【同系列の場合：下記のとおり当社の資本出資により、密接な関係にある　　】の電気主任技術者であり、電気保安に深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する技術指導者でもあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として兼任させたい。

記

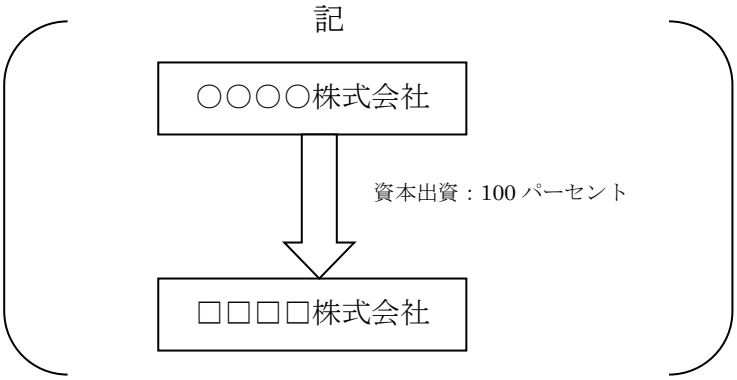

４．当事業場の最大電力が 2,000 キロワット以上又は、電圧が 7,000 ボルトを超えるときは、専任の電気主任技術者を選任いたします。